

広島県教育委員会告示第一号

広島県文化財保護条例（昭和五十一年広島県条例第三号）第三条第一項及び第三十六条第一項の規定によって、次の表に掲げる文化財を広島県重要文化財及び広島県史跡に指定する。

平成二十一年四月二十三日

広島県教育委員会

委員長 天 野 肇

一 広島県重要文化財

種別	名称	員数	所在地	所有者	備考
古文書	東禅寺文書	一八通	三原市本郷町南方八九番地	宗教学人東禅寺	内容は別表のとおり

(別表)

一	地頭尼某下知状			永仁五年一〇月二二日
二	預所橋朝臣寄進状写			暦応三年正月八日
三	預所橋朝臣契状写			暦応三年正月一日
四	少尉茂義書状			(年不詳)二月一七日
五	小早川仲義宛行状			至徳二年五月 日
六	小早川仲好安堵料足免状			明徳四年五月 日
七	小早川仲義寄進状			応永六年三月二七日
八	僧頼真讓状并小早川弘景証判			応永二五年一〇月一五日
九	小早川弘景書状			寛正五年一二月一五日
一〇	小早川興景判物			天文四年八月五日
一一	小早川隆景捨文			(年不詳) 一二月二六日
一二	賢阿讓状			(延文五年一〇月八日)
一三	弁海名名主職知行注文			
一四	弁海名名主職知行注文			
一五	弁海名私注文			
一六	弁海名内年貢注文			

二 広島県史跡

種別	名称	所在地	一八	一七
古墳	辰の口古墳	神石郡神石高原町高光字一本木筋新殿一、二八番地一、 一一二九番地、一一三〇番地一、一一三五番地、字一本 木筋古屋敷甲一一三三番地	弁海名内知行注文	弁海名内不知行在所注文